2021 年 4 月 12 日
日　本　銀　行

「補完当座預金制度基本要領」の一部改正等の適用日について

日本銀行は、本年３月１８・１９日の政策委員会・金融政策決定会合において、より効果的で持続的な金融緩和を実施していく観点から、「補完当座預金制度基本要領」（以下「基本要領」）および「補完当座預金制度の利息の計算方法におけるマネー・リザーブ・ファンド等に関する特則」（以下「特則」）の一部改正等を決定しました(注)。このうち、基本要領４．（３）柱書およびニ．ならびに特則にかかる一部改正を、本年８月１６日を起算日とする積み期間における利息の計算から適用することとしましたので、お知らせします。

（注）詳細については、本ホームページに掲載されている 2021 年 3 月 19 日付の「「貸出促進付利制度基本要領」の制定等について」をご参照ください。

以　上

＜本件照会先＞

金 融 市 場 局　　中嶋（03-3277-1234）
小坂田（03-3277-1272）